

令和7年度次世代の担い手等育成推進事業（職場体験）実施要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

1 目的

福祉の仕事に就労を希望する者、関心を有する者等に対して、社会福祉施設等の職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容等を直接知ること、体験者の業務への興味・理解を深めるとともに、福祉職場への人材参入を促進する。

2 対象者

小・中・高校生及び福祉の仕事に就労を希望する者、関心を持つ者

3 実施体制

〔主催〕 山口県

〔実施主体〕 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
(以下「県社協」という)

〔後援〕 山口県教育委員会

〔協力〕 山口県社会福祉法人経営者協議会、山口県老人福祉施設協議会、
山口県デイサービスセンター協議会、山口県障害福祉サービス協議会、
一般財団法人山口県知的障害者福祉協会

4 実施内容等

(1) 職場体験の内容

「職場体験」とは、本事業の目的に沿って、施設利用者に対する支援（介護、介助、話し相手、散歩の付添い、交流等）、施設で行われる諸行事への参加・支援、施設の職員が行う業務（掃除、洗濯等）の補助等をさす。

(2) 職場体験の種類

職場体験は、「個人」と「団体」の2種類とする。

(3) 職場体験を行う施設

職場体験を行う施設は、「職場体験」申込者の希望を考慮した上で受入可能な施設（以下「受入施設」という）とする。

(4) 職場体験の期間等

〔体験期間〕 令和7年（2025年）4月1日（火）～令和8年（2026年）3月31日（火）

〔申込期間〕 令和7年（2025年）4月1日（火）～令和8年（2026年）2月27日（金）

〔日数等〕 下表のとおりとし、原則、同一事業所での体験は1人（1団体）1回限りとする。

体験の種類	時 間	日 数
個 人	半日コース（2時間以上4時間以内）	のべ5日以内
団 体（2名～19名）	一日コース（4時間を超え8時間以内）	
団 体（20名以上）	半日コース（1時間以上4時間以内） 一日コース（4時間を超え8時間以内）	

5 県社協の主な役割

県社協は、次の業務を行うものとする。

（1）調整及び通知

- ① 「福祉の職場体験申込書」（個人用：様式1－1、団体用：様式1－2）を受理した時は、体験希望者（個人、団体）と受入施設等との日程及び受入人数等の調整を行う。
- ② 体験希望者（個人、団体）及び受入施設等へ「福祉の職場体験決定通知書」（様式2、様式3）を送付する。

（2）職場体験受入費用の支払事務

受入施設等からの「福祉の職場体験受入費用請求書」（個人・5名以下の団体用：様式4－1、6名以上の団体用：様式4－2）に基づき、職場体験受入費用を支払う。

（3）中止及び辞退

職場体験の決定通知後に中止又は辞退の申出があったときは、調整を行い、体験希望者及び受入施設等に体験の取り止めを通知する。

6 受入施設等の主な役割

受入施設等は、次の業務を行うものとする。

（1）職場体験プログラムの作成

受入施設等は、事前に体験者（個人、団体）と調整を行い、プログラムを作成する。

（2）受入施設等の都合により中止する場合は、速やかに「福祉の職場体験（中止・辞退）届」（様式6）を県社協に提出する。

（3）職場体験受入費用の請求

受入施設等は、事業終了後、2週間以内に「福祉の職場体験受入費用請求書」（個人・5名以下の団体用：様式4－1、6名以上の団体用：様式4－2）を県社協に提出する。

7 職場体験者の責務

職場体験者の責務等は、次のとおりとする。

- （1）職場体験を希望する者（個人、団体）は、所定の「福祉の職場体験申込書」（個人用：様式1－1、団体用：様式1－2）を、原則として体験希望日の2週間前までに県社協に提出する。なお、申込書の提出は、受入予定施設からも可能とする。
- （2）職場体験の決定通知を受けた後、やむを得ない事情により体験を辞退する場合には、「福祉の職場体験（中止・辞退）届」（様式6）を県社協に提出する。

- (3) 職場体験者は、体験終了後、10日以内に「職場体験終了報告書」（個人用：様式5－1又は5－2、団体用：様式5－3又は5－4）を県社協に提出する。
- (4) 職場体験中に知り得た利用者等の個人情報については、適切に管理するとともに個人情報情報を保護し、職場体験終了後も同様とする。
- (5) 受入施設の就業規則などを遵守する。
- (6) 職場体験中に事故が発生した場合には、速やかに受入施設に報告し、その指示に従う。

8 事故への対応

事故等への対応は、次のとおりとする。

(1) 保険への加入

万一の事故に備え、職場体験者には、県社協が手続きを行い保険に加入する。保険料は、県社協が負担するものとする。

なお、学校や受入施設等ですでに保険に加入している場合は、この限りではない。

(2) 県社協への報告

職場体験中に事故が発生した場合、職場体験を受入れている施設長は直ちに適切な対応を執り、「職場体験の事故報告書」（様式7）を県社協に提出する。

9 職場体験受入費用について

職場体験受入費用は、次のとおりとする。

(1) 県社協は、職場体験受入費用として受入施設等に対し下記により支払うこととする。

受入の規模	※1人（団体）1日につき	
	半日コース（4時間以内）	1日コース（8時間以内）
個人・団体（5名以内）	1,200円／人	2,400円／人
団体（6名以上）	7,200円／団体	14,400円／団体

(2) 職場体験参加に係る必要な昼食代、交通費等は、職場体験者の自己負担とする。

10 その他

- (1) 「教員免許状取得希望者に対する介護等の体験」に係る学生及び各種資格（介護職員初任者研修等）取得のための実習生の受入れは、本事業の対象外とする。
- (2) 調整が必要な事項が生じた時は、その都度関係者で協議し対応する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。